

趣意書

労働は神聖である、人類發展の基礎を成すべき總ての生産興業は實に我等労働者の力に依つて出来るのである、故に労働者は社會の基本である、然るにも不拘現在我々労働者の境遇は社會の最低階級として取扱はれ晝夜間斷なく働くも生活の安定を得る事が出来ない、社會の盛衰に關する我等労働者が斯の如く不安状態にある原因は資本主義經濟組織の缺陷より生ぜしものにして資本家の頭迷なる利己主義の運用と我等労働者の無自覺にして一致團結なきより生じたるものである、彼等資本家は我等生産者を酷使し不正手段を以て暴利を貪り私腹を肥し廣大なる庭園を占め大層高樓に住し奢侈を恣にし、何等社會人類の爲めに貢獻することなくして反感を抱かして居る一方、社會の基礎なる我等労働者は働いても働いても生活の不安は日一日と迫りつゝあるのである、危険思想なるものは此の如き所より生ずるものである、彼等資本家に覺醒することなくんば社會の秩序を紊し、我等労働者に一致團結なくんば進退安に谷まるのである、故に本組合は労働者の自覺を促進せしめ思想の向上人格の修養を計りて地位を改善し相互扶助を行ひ技術を研究し生産能率の増進を圖りて生活の安定を確保し一致團結して正義の力を以て穩健なる手段により社會の諸問題を圓滿に解決せんことを期す。

綱領

- 一、労働者の人格を尊重し相互扶助を行ひ生存權の確保を期す
- 二、労働者の技術進歩を計り生産能率の増進を期す
- 一、労働者の權利擴張を期す

造船機械工組合同規約

第一章 總則

- 第一條 本組合ヲ造船機械工組合ト稱ス
- 第二條 本組合ハ造船機械労働者ヲ以テ組織ス
- 第三條 本組合ノ規約ハ大會ノ決議ヲ經サレハ變更スルヲ得ス

第二章 入會退會會計及財産

- 第四條 本組合ノ主義精神ニ違反セシ者ハ除名スル事アルヘシ
- 第五條 本組合員タラント欲スル者ハ申込書ニ記名調印ノ上申込ムヘシ
- 第六條 本組合ハ加入者ニ對シテ組合員證及雜誌ヲ交附スヘシ
- 第七條 本組合費ヲ金貳拾錢トス
- 第八條 本組合總テノ經費ハ大會ニ發表シテ其承認ヲ求ムルモノトス

第三章 組合機關

- 第九條 本組合ニ左ノ機關ヲ設ク
 - 一、大會
 - 二、理事會
- 第十條 大會、大會ハ全組合員ヲ以テ組織シ春秋二期ニ開催ス
- 第十一條 理事會、理事會ニテ必要ト認メン時ハ臨時開催スルヲ得
- 第十二條 本組合ニ左ノ役員ヲ設ク
 - 一、理事長一名
 - 二、理事若干名
 - 三、會計理事若干名
 - 四、會計監査役若干名
 - 五、書記若干名

- 第十三條 理事長、理事長ハ大會ニテ互選シ本組合ヲ統理スルモノトス
- 第十四條 理事、理事ハ大會ニテ互選シ組合ヲ統理スルモノトス
- 第十五條 會計理事、會計理事ハ理事會ニテ互選シ本組合ノ會計ヲ管理スルモノトス
- 第十六條 會計監査役、監査役ハ大會ニテ互選シ會計ヲ監督スルモノトス
- 第十七條 書記、書記ハ理事會ニテ互選シ本組合ノ文書ヲ司ルモノトス

第四章 本組合ノ事業

- 第十八條 本組合ニ左ノ事業ヲナス
 - 一、職業紹介
 - 二、法律顧問
 - 三、講演
 - 四、消費組合
 - 五、機關雜誌發行
- 第十九條 職業紹介、組合員ニテ職業ヲ失ヒタル時ハ直ニ理事迄申出ツルヘシ
- 第二十條 法律顧問、組合員ノ爲メ法律人事相談部ヲ設ケ法律及身上相談ヲスルモノトス
- 第二十一條 講演、組合員意志ノ向上組合宣傳ノ爲時々名士ヲ聘シテ講演スルモノトス
- 第二十二條 消費組合、組合員ノ爲メ時期一應シテ日用品ノ廉賣ヲ行フ事有ルヘシ
- 第二十三條 機關誌發行、會務報告組合員意志發表組合宣傳ノ爲メ雜誌ヲ發行ス

附則 施行細則ハ別ニ定ム

造船機械工組合

大正十年七月